

平成22年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

目 次

1	情報公開制度	
(1)	公文書公開等決定件数	1
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3
(3)	公文書公開請求の処理状況	4
2	個人情報保護制度	
(1)	各種請求に対する年度別決定件数	9
(2)	各種請求の処理状況	1 1
(3)	個人情報取扱事務の届出	1 3
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議 (協議件数)	1 3
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
(1)	概要	1 4
(2)	会議の開催回数	1 4
(3)	開催内容等	1 4
(4)	異議申立て	1 4
(5)	審査会委員	1 5
4	外郭団体の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	1 6
(2)	個人情報保護制度	1 6
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	1 6
(2)	個人情報保護制度	1 6
	資料	
(資料 1)	米子市情報公開・個人情報保護審査会答申	1 7
(資料 2)	米子市情報公開・個人情報保護審査会答申	2 4

1 情報公開制度

平成22年度は、52件の公文書公開請求がありました。

主な請求内容は、建築計画概要書、公立保育所民営化に関するもの、小学校教科書採択に関するもの等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 公文書公開等決定件数

ア 所管課別

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合計
	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
【市長】	18	23	3 (2)	1	-	45
総務部	-	3	-	-	-	3
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総務管財課	-	2	-	-	-	2
防災安全課	-	1	-	-	-	1
行政経営課	-	-	-	-	-	-
職員課	-	-	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	-	-	-	-	-	-
検査専門員	-	-	-	-	-	-
企画部	-	-	-	1	-	1
企画課	-	-	-	-	-	-
地域政策課	-	-	-	1	-	1
情報政策課	-	-	-	-	-	-
市民自治推進課	-	-	-	-	-	-
市民生活部	1	1	1	-	-	3
市民相談課	-	-	-	-	-	-
市民課	-	-	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	1	1	1	-	-	3
収税課	-	-	-	-	-	-
保険年金課	-	-	-	-	-	-
人権政策局	-	1	-	-	-	1
人権政策課	-	1	-	-	-	1
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
環境政策局	-	-	-	-	-	-
環境政策課	-	-	-	-	-	-
環境事業課	-	-	-	-	-	-
下水道部	1	-	-	-	-	1
業務課	1	-	-	-	-	1
計画整備課	-	-	-	-	-	-
施設課	-	-	-	-	-	-
福祉保健部	6	2	-	-	-	8
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	-	-	-	-	-	-
こども未来課	6	1	-	-	-	7
健康対策課	-	1	-	-	-	1

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
経済部	-	1	-	-	-	1
経済戦略課	-	-	-	-	-	-
商工課	-	1	-	-	-	1
観光課	-	-	-	-	-	-
農林課	-	-	-	-	-	-
水産振興室	-	-	-	-	-	-
建設部	1 0	1 5	2 (2)	-	-	2 7
建設企画課	-	-	-	-	-	-
都市計画課	-	-	-	-	-	-
土木課	-	-	-	-	-	-
維持管理課	-	1	-	-	-	1
建築住宅課	-	-	-	-	-	-
建築指導課	1 0	1 4	2 (2)	-	-	2 6
淀江支所	-	-	-	-	-	-
地域振興課	-	-	-	-	-	-
市民生活課	-	-	-	-	-	-
会計課	-	-	-	-	-	-
【教育委員会】	3	3	1	-	-	7
教育総務課	-	-	-	-	-	-
学校教育課	3	1	1	-	-	5
生涯学習課	-	-	-	-	-	-
文化課	-	-	-	-	-	-
体育課	-	1	-	-	-	1
学校給食課	-	1	-	-	-	1
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	1	1	-	-	-	2
合 計	2 2	2 7	4 (2)	1	-	5 4

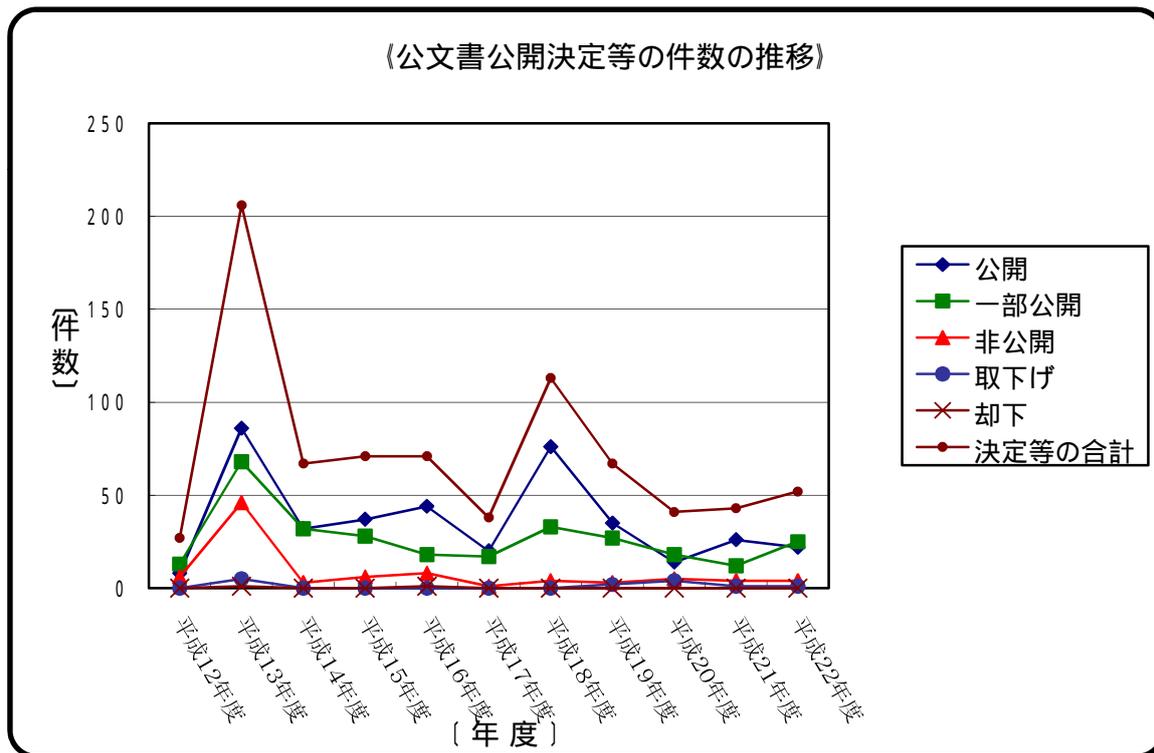
イ 請求者区別

請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	6	1 0	1	1	-	1 8
	法 人	2	4	-	-	-	6
市 外	個 人	-	2	-	-	-	2
	法 人	1 4	9	3 (2)	-	-	2 6
合 計		2 2	2 5	4 (2)	1	-	5 2

一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがあるため、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

区分 年度	決定等内訳					合計
	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	8	13	6 (6)	-	-	27
平成13年度	86	68	46 (44)	5	1	206
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43
平成22年度	22	25	4 (2)	1	-	52



(3) 公文書公開請求の処理状況

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
1	H22.4.13	法人 (市外)	建築指導課	平成22年1月1日から同年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第1面・第2面・第3面(建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む)	公開	H22.4.26		
2	H22.4.21	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H22.5.6	個人情報	
3	H22.5.6	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.5.14		
4	H22.5.10	法人 (市外)	建築指導課	平成22年3月1日から同年4月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H22.5.14	文書不存在	
5	H22.5.12	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.5.20		
6	H22.5.12	法人 (市外)	固定資産税課	(1)米子市地図情報土地評価システム導入業務委託契約(平成18年1月19日締結)により取得した成果品としての地番現況図及び家屋現況図(電磁的記録が存在している場合はその複製物) (2)(1)の成果品をもとに整備しつつある地番現況図の最新のもの(電磁的記録が存在している場合はその複製物) (3)平成22年度家屋価格等縦覧帳簿(電磁的記録が存在している場合はその複製物)	一部公開	H22.6.10	法令秘	
7	H22.5.17	法人 (市内)	建築指導課	(1)昭和63年8月26日付け淀江町と(株)朝日住建との開発協定書 (2)昭和63年10月11日付け淀江町と(株)朝日住建との開発協定の変更に関する協定書	一部公開	H22.5.21	個人情報 法人情報	
8	H22.5.20	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.5.27		
9	H22.6.11	法人 (市外)	こども未来課	次の工事の金額入りの設計書(内訳書、明細書、単価表等) (1)東保育園ほか空調設備設置工事 (2)こたか保育園ほか空調設備設置工事 (3)富益保育園ほか空調設備設置工事	公開	H22.6.21		
10	H22.6.17	法人 (市外)	固定資産税課	(1)米子市における、土地の現況把握のためにした「米子市地図情報土地評価システム導入業務委託」契約・仕様書により取得した成果品(中間成果品を含む)としての地番現況図データで最新のもの (2)平成22年1月1日現在の、米子市における、地方税法に基づき作成された「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記録されている、家屋の課税評価額を除く各項目のうち、「所在、家屋番号」のみを一覧表にしたもの。電磁的記録である場合(税業務システム等から抽出できる場合を含む)はその複製物	非公開	H22.7.1	法令秘	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
11	H22.6.29	個人 (市内)	業務課	(1)平成21年7月28日入札 施13 内浜処理場ガスタンク機械設備改築その2 工事の金入工事設計書及び工事費内訳書 (2)平成22年6月22日入札 施13 中央ポンプ場雨水沈砂池機械設備改築 工事の金入工事設計書及び工事費内訳書	公開	H22.7.9		
12	H22.7.2	個人 (市内)	維持管理課	平成 年 月 日に実施した (土地)、 (土地)に係る境界確定現地 立会の立会調書のうち、立会結果別紙図面及び添付書類の現況平面図	一部公開	H22.7.12	個人情報 文書不存在	
13	H22.7.2	法人 (市外)	建築指導課	平成22年5月1日から同年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為におけ る許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタ ンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、 給排水計画図	一部公開	H22.7.8	個人情報 法人情報	
14	H22.7.12	個人 (市外)	学校給食課	米子市立学校給食センター調理業務委託事業者東洋食品から提出された平 成19年公募時の企画提案書	一部公開	H22.7.26	法人情報	
15	H22.7.13	法人 (市外)	建築指導課	平成22年4月1日から同年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の 第1面・第2面・第3面(建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主 となる計画通知も含む)	公開	H22.7.20		
16	H22.7.22	個人 (市内)	地域政策課	米子空港ビルの直近3か年の決算書				取下げ
17	H22.8.2	法人 (市外)	固定資産税課	米子市における、土地の現況把握のためにした「米子市地図情報土地評価 システム導入業務委託」契約・仕様書により取得した成果品(中間成果品 を含む)としての地番現況図データで最新のもの	公開	H22.8.16		
18	H22.8.10	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H22.8.11	法人情報	
19	H22.8.10	法人 (市内)	議会事務局	平成22年8月2日開催米子市議会建設水道委員会のうち「市街化区域と一体 的な地域の指定に関する陳情」を審査している部分のみの録音テープ	公開	H22.8.17		
20	H22.8.18	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H22.8.26	法人情報	
21	H22.8.18	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.8.26		
22	H22.9.2	法人 (市外)	学校教育課	平成23年度版小学校教科用図書の西部地区採択に関係する文書 (1)採択結果及び採択理由 (2)採択協議会日程、協議会委員名、協議会議事録 (3)教科書選定のための資料作成調査研究員、調査日程、調査資料	一部公開	H22.9.28	文書不存在	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
23	H22.9.3	個人 (市外)	人権政策課	次の3点に係るすべての文書(りん議書等も含む) (1)平成22年3月31日「米子市同和対策高等学校等進学奨励金給付要綱の一部改正並びに補助金等調書及び要綱中の『別に定める基準額』の改正について」 (2)平成20年度以降の「米子市同和対策高等学校等進学奨励金受給者の決定について」 (3)平成20年度以降の「米子市同和対策進学奨励金の奨学生募集説明会の開催について」	一部公開	H22.9.21	個人情報	
24	H22.9.6	法人 (市外)	建築指導課	平成22年7月1日から同年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	一部公開	H22.9.9	個人情報 法人情報	
25	H22.9.7	個人 (市内)	こども未来課	(1)各米子市立保育所について 同一中学校区内の入所児童数の割合がわかる文書又は全入所者数とそのうちその中学校区に住所を有するものの数 定員充足率 施設設置からの経過年数 耐震補強等の改修の必要性の有無 (2)平成22年度に公立保育所の保育士等を実施したと思われるアンケートについて 様式、実施に関する文書等のすべて 結果、各個人別アンケート用紙のすべて 集約結果(あれば保育所別) 実施後に、保育所別にまとめられた関連文書(公立保育所として残すべき保育所について等) (3)米子市立東保育園について 全入所者数 のうち児童相談所からの通所者数 母子生活支援施設コスモスからの入所者数	一部公開	H22.9.21	個人情報 審議検討情報 文書不存在	
26	H22.9.14	法人 (市外)	学校教育課	(1)採択協議会会則 (2)採択協議会を構成する委員の職名及び氏名 (3)鳥取県教科用図書選定審議会の「教科用図書選定に必要な資料」(音楽のみ) (4)調査員の「調査報告書」(音楽のみ) (5)調査員の学校名、職名、氏名 (6)協議内容(議事録)及び協議結果(教科用図書採択一覧、採択理由一覧表)(音楽のみ)	公開	H22.9.29		
27	H22.9.17	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H22.9.29	個人情報	
28	H22.9.24	個人 (市内)	こども未来課	保育所給食運営委員会の過去3年間の議事録及び委員会の資料	公開	H22.10.8		
29	H22.9.27	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.10.8		

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
30	H22.9.28	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H22.10.4	個人情報	
31	H22.9.30	法人 (市外)	学校教育課	(1)採択協議会会則 (2)採択協議会を構成する委員の職名及び氏名 (3)調査員の「調査報告書」(全教科) (4)調査員の学校名、職名、氏名 (5)協議内容(議事録)及び協議結果(教科用図書採択一覧、採択理由一覧)	公開	H22.10.12		
32	H22.10.15	法人 (市外)	建築指導課	平成22年7月1日から同年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第1面・第2面・第3面(建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む)	公開	H22.11.1		
33	H22.10.21	個人 (市内)	学校教育課	中学校で収集、作成された次の文書 (1)平成 年 月に 年 組の生徒を対象に行われた、(個人)に対するいじめのアンケートの回答用紙 (2)平成 年 月に 年 組で行われた道徳の授業における生徒の感想文 (3)上記のいじめについて 中学校が作成した報告書等調査に係る資料 (4)上記のいじめについて米子市教育委員会が作成した学校調査報告書 (5) 年 組の生徒全員の住所及び氏名	非公開	H22.11.5	存否不応答	
34	H22.10.26	法人 (市外)	学校教育課	平成23年度用小学校教科書採択に係る次の文書 (1)調査員の調査報告書(算数、理科、生活科) (2)調査員名簿(算数、理科、生活科) (3)採択協議会協議内容議事録 (4)採択協議会委員名簿	公開	H22.11.9		
35	H22.11.2	法人 (市外)	建築指導課	平成22年9月1日から同年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	一部公開	H22.11.15	個人情報 法人情報	
36	H22.11.4	個人 (市内)	こども未来課	平成22年9月21日付け発米こ第521号通知書6(3)の部分(平成22年10月27日以降に一部を公開しない理由が消滅するとある部分)	公開	H22.11.19		
37	H22.11.4	個人 (市内)	こども未来課	米子市公立保育所民営化等検討会(平成22年10月27日開催)の議事録及び資料(当日分、前に委員に配布されたもの)	公開	H22.11.19		
38	H22.11.5	個人 (市内)	こども未来課	平成22年4月に実施したと思われる市内社会福祉法人等に対する民営化意向調査結果に係る書類すべて(調査用紙、調査をかけた相手先、個別の解答用紙、まとめたもの等)	公開	H22.11.19		
39	H22.11.15	法人 (市内)	議会事務局	平成21年度、20年度、19年度の市議会政務調査費収支報告書	一部公開	H22.11.26	法人情報	
40	H22.11.22	法人 (市内)	健康対策課	(株)さんびるの指定管理者公募のうち事業計画書	一部公開	H22.12.3	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
41	H22.11.29	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H22.12.6	個人情報	
42	H22.12.2	個人 (市内)	総務管財課	新庁舎、駐車場に係る鑑定評価書	一部公開	H22.12.10	法人情報	
43	H22.12.24	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H23.1.6		
44	H23.1.5	法人 (市外)	建築指導課	平成22年11月1日から同年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H23.1.7	文書不存在	
45	H23.1.6	個人 (市内)	体育課	湊山球場の土地の賃貸借契約書(りん議は除く)	一部公開	H23.1.19	法人情報	
46	H23.1.14	法人 (市外)	建築指導課	平成22年10月1日から同年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第1面・第2面・第3面(建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む)	公開	H23.1.25		
47	H23.1.28	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23.2.4	個人情報 法人情報	
48	H23.2.9	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23.2.15	個人情報	
49	H23.2.25	個人 (市内)	生涯学習課	図書館と教育文化事業団との委託契約書(表紙を除く)	一部公開	H23.3.2	法人情報	
50	H23.2.25	個人 (市内)	総務管財課 防災安全課 商工課	次の文書のうち図面を除くもの (1)市庁舎敷地(本庁舎、駐車場)に係る(個人)分の借地契約書(原契約書及び覚書、直近の借地料の額がわかる一部変更契約書) (2)ローズセントラルビル敷地に係る借地契約書(原契約書及び覚書、直近の借地料の額がわかる一部変更契約書) (3)米子消防署敷地に係る借地契約書(原契約書、改築時の契約書、直近の借地料の額がわかる一部変更契約書)	一部公開	H23.3.2	個人情報 法人情報	
51	H23.3.15	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23.3.23	個人情報 法人情報	
52	H23.3.15	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23.3.23	法人情報	

2 個人情報保護制度

平成22年度は、18件の保有個人情報開示請求がありました。

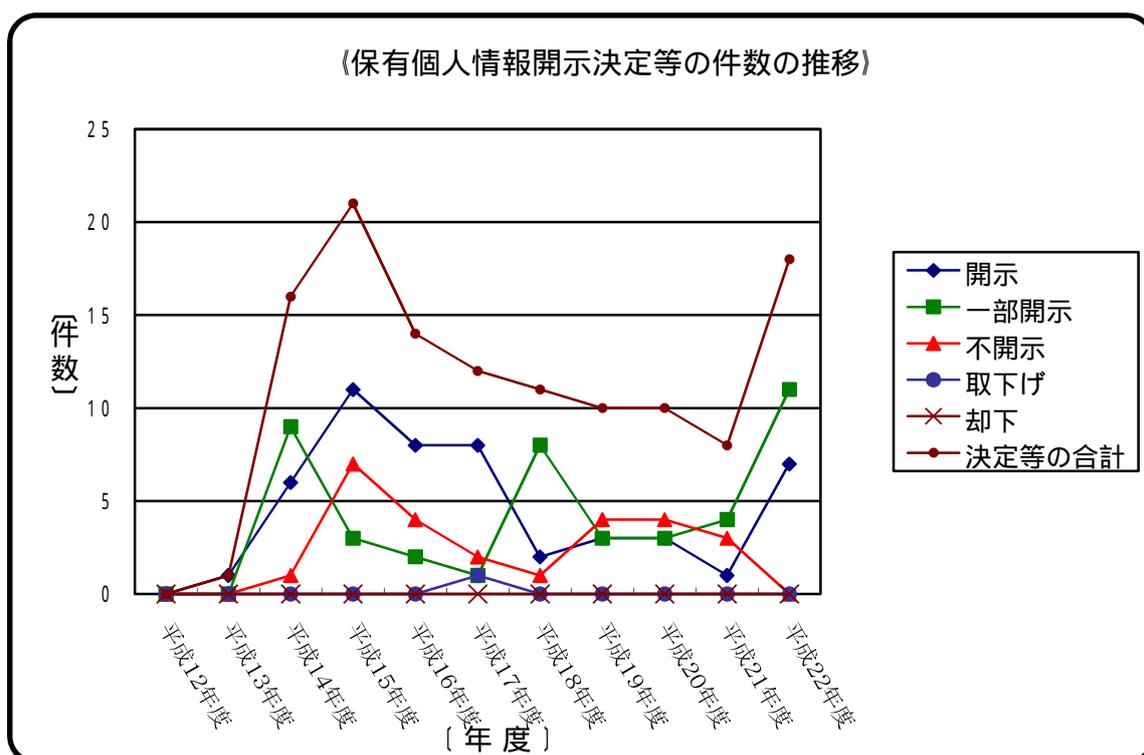
主な請求内容は、住民税課税資料のほか、土地の境界確定のための立会者名簿等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	-	-	-	-	-	-
平成13年度	1	-	-	-	-	1
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	3	4 (3)	-	-	10
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8
平成22年度	7	11	-	-	-	18



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳												取下げ	却下	合計
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却			
平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	6
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

()内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(2) 各種請求の処理状況 (請求区分 : 開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止)

(平成 2 2 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 3 年 3 月 3 1 日)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
1	H22.4.27	開示	平成 16 年中の所得がわかる課税資料	市民 税課	H22.5.7	一部開示 (第三者の 個人情報)
2	H22.6.3	開示	準用河川堀川改良工事のうち平成 年 月の交渉記録	土木 課	H22.6.14	開示
3	H22.6.22	開示	平成 年 月 日実施の (土地) と (土地)の間にある赤線駄道の境 界確定のための立会者名簿	維持 管理 課	H22.6.25	一部開示 (第三者の 個人情報)
4	H22.6.22	開示	平成 年 月 日実施の (土地) と (土地)の間にある赤線駄道の境 界確定のための立会者名簿	維持 管理 課	H22.6.25	一部開示 (第三者の 個人情報)
5	H22.6.22	開示	平成 年 月 日実施の (土地) と (土地)の間にある赤線駄道の境 界確定のための立会者名簿	維持 管理 課	H22.6.25	一部開示 (第三者の 個人情報)
6	H22.7.12	開示	平成 15 年分及び平成 16 年分の市民 税課税資料	市民 税課	H22.7.14	一部開示 (第三者の 個人情報)
7	H22.7.30	開示	平成 11 年 12 月 16 日 (個人)印の ある申立書 4 枚	福祉 課	H22.8.16	一部開示 (第三者の 個人情報)
8	H22.7.30	開示	請求者の世帯の担当ケースワーカーが 起案し米子市福祉事務所長が決裁し た平成 22 年度の保護決定調書	福祉 課	H22.8.16	開示
9	H22.8.4	開示	養良校跡地土地代金等積算関係調書 のうち養良校跡地代金精算計算書及 び確定実測面積一覧表に記載された 請求者に関する記載事項	総務 管財 課	H22.8.9	開示
10	H22.8.12	開示	(個人)の平成 12 年中から平成 16 年中の所得がわかる課税資料すべて	市民 税課	H22.8.25	一部開示 (第三者の 個人情報)
11	H22.8.31	開示	平成 13 年中の所得がわかる資料すべ て	市民 税課	H22.9.7	一部開示 (第三者の 個人情報)
12	H22.10.15	開示	請求者が昨年秋以降米子市維持管理 課担当者に相談した隣家の庭木の落 葉処置の件の記録	維持 管理 課	H22.10.29	一部開示 (第三者の 個人情報、 非公開情報)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
13	H22.11.5	開示	米子市福祉事務所長が平成7年3月27日第38号により決定通知した生活保護法による保護決定通知書	福祉課	H22.11.18	開示
14	H22.11.8	開示	平成20年12月4日印鑑登録手続きをし、平成22年10月29日に印鑑登録廃止申請をした、請求者の印鑑に係る印鑑登録申請書、印鑑登録証明書交付申請書のすべて及び印鑑登録廃止申請書	市民課	H22.11.17	開示
15	H22.11.8	開示	中学校で収集、作成された次の文書 (1)平成 年 月に 年 組の生徒を対象に行われた、請求者に対するいじめのアンケートの回答用紙 (2)平成 年 月に 年 組で行われた道徳の授業における生徒の感想文 (3)上記のいじめについて 中学校が作成した報告書等調査に係る資料 (4)上記のいじめについて米子市教育委員会が作成した学校調査報告書 (5) 年 組の生徒全員の住所及び氏名	学校教育課	H22.11.24	一部開示 (第三者の個人情報、文書不存在)
16	H22.11.17	開示	平成11年から平成22年度までに請求者が米子市長に提出した収入申告書及び請求者の世帯が平成8年米子市営住宅に入居するに当たって提出した関係書類(請書、入居者名簿、入居調書等)	建築住宅課	H22.11.29	一部開示 (第三者の個人情報)
17	H22.11.22	開示	平成 年 月 日消費生活相談室で行われた太陽光発電に係る関係者による打合せ内容の録音記録	市民相談課	H22.12.2	開示
18	H23.2.10	開示	平成 年 月 日消費生活相談室で行われた太陽光発電設置に係る関係者による協議内容の録音記録(請求者が同席している間の部分)	市民相談課	H23.2.21	開示

なお、上記のうち、市外からの請求はありませんでした。

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 781件

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（39件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（10件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（47件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（30件）

※個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

7回

(3) 開催内容等

米子市情報公開条例に基づく公文書の一部公開決定に対する異議申立てに関する諮問及び米子市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てに関する諮問について、調査審議を行いました。

(4) 異議申立て

ア 件数 2件 (前年度からの継続審議 0件)

イ 処理状況

No	諮問受付 年月日	趣 旨	所 管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H22. 11. 1	次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立て (1)米子市立保育所の保育所ごとの、同一中学校区内の入所児童数の割合がわかる文書又は全入所者数とそのうちその中学校区に住所を有するものの数、定員充足率、施設設置からの経過年数、耐震補強等の改修の必要性の有無 (2)平成22年度に公立保育所の保育士等を実施したアンケートについて、アンケートの様式及び実施に関する文書等、個人ごとのアンケート用紙、アンケート集約結果（保育所別）、アンケート実施後に保育所別にまとめられた関連文書（公立保育所として残すべき保育所について等）	こども未来課	H23. 3. 29 一部認容 (資料①参照)	審査会の答申を尊重し、非公開とした部分のうち一部を公開し他の部分は異議申立てを棄却した。

		(3)米子市東保育園の入所児童数、そのうち児童相談所からの通所者数及び母子生活支援施設コスモスからの入所者数			
2	H22.11.8	「平成11年12月16日〇〇(異議申立人でない個人)印のある申立書4枚」の保有個人情報開示請求に対し、一部を不開示とした処分を取り消し、裁量的開示を求める異議申立て	福祉課	H23.3.29 棄却 (資料②参照)	審査会の答申を尊重し、本件異議申立てを棄却した。

(5) 審査会委員

平成23年3月31日現在

役職	氏名	職名等
会長	牧田幸人	大学名誉教授
	網崎孝志	大学教授
	井木博子	弁護士
	金川和子	地方裁判所調停委員
	樋口直樹	元小学校校長

(会長を除きアイウエオ順)

4 外郭団体の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

ア 制定・施行団体 9団体

(ア) 米子市が資本金（出資金）を1/2以上出資（出損）している法人

社会福祉法人米子福祉会

米子市土地開発公社

財団法人米子市開発公社

財団法人米子市生活環境公社

財団法人米子市教育文化事業団

(イ) 米子市が資本金（出資金）を1/2未満出資（出損）している法人

財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

イ 処理状況

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

ア 制定・施行団体 2団体

(ア) 米子市が資本金（出資金）を1/2以上出資（出損）している法人

財団法人米子市教育文化事業団

(イ) 米子市が資本金（出資金）を1/2未満出資（出損）している法人

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

イ 処理状況

開示請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

資 料

(資料 1)

答 申

【 諮問 件 名 】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が2010年10月4日付けで行った、米子市長（以下「実施機関」という。）による同年9月21日付け公文書一部公開決定処分（発米こ第521号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、非公開とされた公文書について、つぎのとおり判断する。

「米子市立保育所の保育所ごとの同一中学校区内の入所児童数の割合が分かる文書または全入所者数とそのうちその中学校区に住所を有するものの数」については、米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が実施機関に対し関係文書の提出を求めて調査した結果、平成22年10月14日付け起案、決裁の「第3回米子市公立保育所民営化等検討会について」において、初めて資料化されていることを確認した。よって、実施機関が不存在とした処分は妥当である。

「平成22年度に公立保育所保育士等を実施したアンケートについて、個人ごとのアンケート用紙」については、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第7号カに該当する部分を除き、公開するべきである。

「米子市公立保育所民営化に係るアンケート結果について（報告）」及び「公立保育所民営化アンケート各園まとめ」のうち、「公立保育所として残すべき保育所に関すること」については、条例第7条第7号カに該当する部分を除き、公文書公開請求時から公開決定することが妥当であったと判断する。

「米子市東保育園の入所児童のうち児童相談所からの通所者数」及び「米子市東保育園の入所児童のうち母子生活支援施設コスモスからの入所者数」については、審査会において実施機関に対し関係文書の提出を求めて調査した結果、これらを示す文書は確認できなかったことから、実施機関が不存在とした処分は妥当である。

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、平成22年9月7日、米子市長に対し、次の公文書の閲覧を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕

ア 米子市立保育所の保育所ごとの同一中学校区内の入所児童数の割合が分かる文書または全入所者数とそのうちその中学校区に住所を有するものの数（以下「中学校区入所児童数」と記す。）

イ 米子市立保育所の保育所ごとの定員充足率（以下「定員充足率」という。）

ウ 米子市立保育所の保育所ごとの施設設置からの経過年数（以下「経過年数」と記す。）

エ 米子市立保育所の保育所ごとの耐震補強等の改修の必要性の有無（以下「耐震改修必要性」と記す。）

オ 平成22年度に公立保育所保育士等を実施したアンケートの様式、実施に関する文書等（以下「アンケート様式等」と記す。）

カ 平成22年度に公立保育所保育士等を実施したアンケートについて、個人ごとのアンケート用紙（以下「保育士アンケート」と記す。）

キ 平成22年度に公立保育所保育士等を実施したアンケート集約結果（保育所別）（以下「アンケート結果」と記す。）

ク アンケート実施後に保育所別にまとめられた関連文書（公立保育所として残すべき保育所について等）（以下「保育所別まとめ」と記す。）

ケ 米子市東保育園の入所児童数（以下「東保育園入所児童数」と記す。）

コ 米子市東保育園の入所児童のうち児童相談所からの通所者数（以下「児相からの通所者数」と記す。）

サ 米子市東保育園の入所児童のうち母子生活支援施設コスモスからの入所者数（以下「コスモスからの通所者数」と記す。）

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成22年9月21日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開する公文書〕

(全部を公開するもの)

ア 「定員充足率」、「経過年数」、「耐震改修必要性」、「東保育園入所児童数」については、

「平成22年度第1回米子市公立保育所民営化等検討会 資料4」（以下「検討会資料4」と記す。）

イ 「アンケート様式等」については、

「公立保育所民営化に係るアンケート調査の実施について(依頼)」
(以下「アンケート実施依頼」と記す。)

(一部を公開するもの)

- ウ 「アンケート結果」については、
「米子市公立保育所民営化に係るアンケート結果について(報告)」
(以下「アンケート結果報告」と記す。)
- エ 「保育所別まとめ」については、
「公立保育所民営化アンケート各園まとめ」
(以下「アンケート各園まとめ」と記す。)

[公開しないと決定した部分]

- オ 「中学校区入所児童数」
- カ 「児相からの通所者数」
- キ 「コスモスからの通所者数」
- ク 「保育士アンケート」
- ケ 「アンケート結果報告」、「アンケート各園まとめ」のうち「公立保育所として残すべき保育所」に関する事全て。

[一部を公開しない理由]

「中学校区入所児童数」、「児相からの通所者数」、「コスモスからの通所者数」については、該当文書を作成しておらず、文書不存在。

「保育士アンケート」については、公立保育所民営化実施計画策定の参考とすることを目的に、保育士個人の率直な意見を求めたものであることから、条例第7条第1号の個人に関する情報に該当し、これを公開することは個人の権利利益を害するおそれがあるため。

「アンケート結果報告」、「アンケート各園まとめ」のうち「公立保育所として残すべき保育所に関する事」については、民営化を実施する保育所を決定するための重要な要素であること及び民間移管対象保育所に関する市の考え方でもある。また、平成22年10月27日開催予定の第3回米子市公立保育所民営化等検討会で、平成25年度から平成27年度までに民営化を実施する保育所の決定について非公開で審議することとしていることから、条例第7条第5号の市の機関内部の審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。ただし、平成22年10月27日以降は一部を公開しない理由が消滅するため、公開することが可能となる。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、2010年10月4日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分に関し、一部公開しないこととする部分があり、その部分を公開するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

「中学校区入所児童数」について

申請時に文書が存在していなかったのなら仕方ないが、その後の対応について不満がある。

「児相からの通所者数」、「コスモスからの通所者数」について文書が存在しないのであれば仕方ない。

「保育士アンケート」について

市の職員が職務上行ったアンケートであること。

非公開を約束して実施されたものでもないこと。

筆跡で個人が特定されるおそれがあるというが、職務として責任を持ってするのであるから問題はないこと。

個人的思いではなく、個人情報是非開示にすればよいこと。

アンケート結果を検討会での重要な資料として使っている以上、結果は公のものであること。

以上のことから当該文書は条例第7条1号ウに該当し、個人に関する情報から除外されるものである。

「アンケート結果報告」、「アンケート各園まとめ」のうち「公立保育所として残すべき保育所」に関する事全て、について

アンケートの実施は米子市公立保育所民営化等検討会（以下「検討会」という。）の委員の募集が始まる前に実施されたものであって、検討会で非公開を決定して実施したものではないことから、検討会とアンケートは別物と考えるべきである。検討会が、検討のためにアンケートの実施を決め、非公開で審議をするというのであればアンケート結果を非公開とするのもわかるが、たまたまアンケートの結果を利用しているだけであるのなら、検討会が非公開であるから検討会前にアンケート結果を非公開とすることには納得がいかない。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

「児相からの通所者数」、「コスモスからの通所者数」については、該当文書を作成していない。また、「中学校区入所児童数」については、集計データは作成していなかったが、平成22年10月27日開催の第3回検討会に委員資料として作成し、提出した。

「保育士アンケート」については、保育士としての意見ばかりでなく個人的な感想が含まれていることも否定できないこと。アンケートの質問も、保育士としての考えに限定した問い方になっていない。これらのことから、保育士としての発言部分と個人としての発言部分を明確に区別することは難しいことから、個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。また、保育士が記入したアンケート用紙そのものを公開することは、筆跡から個人を特定されるおそれがあり、このことから個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。

「アンケート結果報告」、「アンケート各園まとめ」のうち「公立保育所として残すべき保育所」に関すること全て、については、いかなる形であれ、内部検討の段階で、非公開で開催しようとしている検討会の前に、具体的な園名を公にすることは、保護者を含め一般市民に無用の誤解を招くおそれがあることは否定できないことから、条例第7条第5号に該当し、非公開情報とすることが適当と判断する。

ただし、平成22年10月27日開催の第3回検討会以降は、そのおそれも無くなるため、公開しても差し支えないと判断する。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成22年11月1日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、本件文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第7条第1項の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

争点に対する判断

ア 今回非公開決定された「保育士アンケート」は、実施機関が保育所

の民営化基準を定めた平成22年9月より以前の、平成22年5月に実施されており、回答した保育士はそれが公開されるかどうか、ということについて意識していなかったかも知れないが、無記名ということもあり、将来の保育所のあり方という重要な案件について、保育士としての思いを記載したものと考えるのが適当であり、このアンケートは公立保育所の保育士が市の職員という立場で書いたものと判断せざるを得ない。

条例第7条各号に明らかに該当するものを除くことは可能であると考えられることから、今回実施機関が個人の心情と保育士としての判断を峻別することが難しいとして一括して非公開とした処分については疑問が残る。

イ また実施機関は、アンケート用紙そのものを公開すれば、筆跡から個人が特定され、個人の権利利益が害されるおそれがある、としているが、実際に個人の権利利益が侵害されるおそれがあったとしても、その蓋然性と保育所の民営化という市民にとっての重要な情報を提供するということを比較衡量すれば、後者がより優先されると言わざるを得ない。

ウ 今回、非公開理由が消滅する期間を設定して非公開決定された『「アンケート結果報告」、「アンケート各園まとめ」のうち「公立保育所として残すべき保育所」に関すること全て』については、実施機関は非公開で実施しようとする検討会の前に具体的な園名を公開することによる保護者等への影響があることから、検討会の実施まで非公開とした。しかし、保育所の民営化というのは、市民が関心をよせる重要な案件であることを鑑みれば、開かれた行政、市民との対話が必要とされることであり、公立保育所保育士の「公立保育所として残すべき保育所」についての意見が、民営化基準の採点資料として使用されていることから、原則公開することが適当であると考えべきである。

エ 実施機関から関係帳簿の提出を受け、審査会において調査した結果、「中学校区入所児童数」については、平成22年10月14日付け起案、決裁の「第3回米子市公立保育所民営化等検討会について」において、初めて資料化されていることを確認した。また「児相からの通所者数」、「コスモスからの通所者数」を示す該当文書の存在は確認されなかった。

結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成22年11月1日	実施機関から審査会に対して諮問 (2010年10月4日付け異議申立て)
平成22年11月11日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明
平成22年11月16日	実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請
平成22年11月18日	実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成22年12月13日	実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る 公文書」の提示及び状況説明を要請
平成22年12月16日 (本件に係る審査会第2回目)	実施機関から提出のあった「意見説明書」について、実 施機関による状況説明を実施 実施機関から提出のあった「公文書」について、インカ メラ審査を実施 審議
平成22年12月22日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを 送付し、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭 意見陳述の意向確認を通知
平成23年1月11日	異議申立人から口頭意見陳述の意向ありの連絡を受け る。
平成23年1月14日	異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成23年1月20日 (本件に係る審査会第3回目)	異議申立人から提出のあった「反論書」の内容につい て、異議申立人による口頭意見陳述を実施 審議
平成23年2月4日 (本件に係る審査会第4回目)	審議
平成23年2月22日 (本件に係る審査会第5回目)	審議
平成23年3月10日 (本件に係る審査会第6回目)	答申の検討
平成23年3月10日	実施機関に対し、異議申立てのあった処分に係る公文書 の提示を要請
平成23年3月24日 (本件に係る審査会第7回目)	答申の検討
平成23年3月25日	答申の決定

(資料2)

答 申

【諮問件名】

保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人(以下「申立人」という。)が平成22年10月19日付けで行った、米子市長(以下「実施機関」という。)による同年8月16日付け保有個人情報一部開示決定処分(発米福第1314号。以下「本件処分」という。)を取消し、裁量的開示を求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)については、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件保有個人情報開示請求

申立人は、平成22年7月30日、米子市長に対し、次の保有個人情報の写しの交付を求める保有個人情報開示請求を行った。

〔開示請求をする保有個人情報〕

平成11年12月16日 (申立人でない個人。以下「提出者」という。)印のある申立書4枚

本件処分

実施機関は、本件保有個人情報開示請求に対し、平成22年8月16日、次のとおり保有個人情報一部開示決定処分を行い、申立人に通知した。

〔開示する保有個人情報〕

平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出した申立書(以下「本件文書」という。)4枚の一部

〔開示しないと決定した部分〕

本件文書のうち、提出年月日、提出者の氏名、印影、文書の表題及び頁番号を除く部分(以下「不開示部分」という。)

〔一部を開示しない理由〕

不開示部分には、提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうが、より強く保護されるものと認められる。したがって、米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条第5号に該当し、申立人以外の個人情報が含

まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるため。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成22年10月19日、本件処分を取消し、裁量的開示を求める異議申立てを行った。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件文書4枚につき、全文の裁量的開示をするとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

保有個人情報一部開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）に虚偽記載がある。

決定通知書のうち、『4 開示請求する保有個人情報の件名及び内容』の項に、「平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出した申立書4枚の一部」とあるが、提出者が福祉課へ提出したという事実は無い。

決定通知書のうち、『6 開示しないと決定した部分及びその程度』の項に、「申立書のうち、提出年月日、提出者の氏名、印影、文書の表題及び頁番号を除く部分」とあるが、申立書には本来提出年月日や提出者の氏名の記載は無かったと考える。

これらのことから、本件文書は提出者が記述、作成したものではなく、提出者が福祉課に提出したものでもない。

また、本件処分により開示された部分の筆跡についても、提出者本人のものとは全く異なったものである。よって、本件文書は作成者と名義人が異なる不真正文書であり、偽造文書と判断する。

一部を開示しない理由には重大な事実誤認と瑕疵があり、虚偽記載がある。

決定通知書のうち『7 一部を開示しない理由』の項に、「不開示部分には提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうがより強く保護されるものと認められる。したがって条例第13条第5号に該当し、申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められる」、とあるが、不開示部分には提出者に関する記述、私（申立人）に関する記述があると考え、その記述は作成者の恣意的記述であって、客観的な記述はほとんど無いと考える。

本件文書は、提出者が平成11年12月16日に福祉課職員に提出した

「夫婦関係事件調停申立書」の写し、もしくは、家庭裁判所に交付申請して交付を受けた謄本等をベースに、当時福祉課に在籍していた職員によって作成された、不真正文書であり、偽造文書であって、本件文書に記載された情報は条例第13条第5号に該当しない。

本件保有個人情報開示請求では、条例第15条の規定による裁量的開示を求めているので、条例第19条の規定により、提出者に意見書提出の機会を与えて、適正手続きの後、裁量的開示を求める。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

本件文書の不開示部分は、提出者の主観的陳述が記載されたものであり、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうがより強く保護されるものと認められる。したがって、条例第13条第5号に規定する不開示情報（申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの）に該当する。

よって、当該不開示情報を黒塗りによって除いた部分について開示する旨の保有個人情報一部開示決定を行ったものである。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成22年11月8日、条例第29条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部開示決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、本件文書のインカメラ審査（不開示とされた保有個人情報の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第13条の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

争点に対する判断

条例第13条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報に該当する情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、同条の第1号から第6号の各号で開示義務の例外として実施機関が開示しないことができる「不開示事項」について規

定しているが、本件処分がその規定に違反しているか否かを検討した。

実施機関は、不開示部分全体が提出者の主観的陳述であり、条例第13条第5号「本人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの」に該当する不開示情報であって、開示すれば申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなる旨を主張している。一方、申立人は、本件文書は不真正文書であることから、不開示部分を開示しても、申立人以外の者の正当な権利利益を害することにはならないので、開示すべきである旨を主張するとともに、申立人の権利を保護するために条例第15条で規定する裁量的開示を求めている。

当審査会において検証したところ、本件文書は、提出者がその心情を詳細かつ具体的に陳述した申立書というべき性質のものである。そして、本件文書の不開示部分は、終始提出者の心情が陳述された部分であり、一般的な社会通念に照らし合わせれば、提出者のプライバシー性が強い性質のものである。そのため、本件文書の不開示部分全体が、提出者に係る個人情報として保護されるべきものであり、条例第13条第5号で規定する不開示情報に該当すると解すべきである。また、申立人が求める条例第15条で規定する裁量的開示については、本件の場合には、個人の権利利益を保護するために、特に開示すべき特段の理由は認められないと判断した。

よって、本件文書の一部を開示しないとした実施機関の判断は妥当である。

なお、申立人が主張している「本件文書は提出者が作成していない不真正文書であって、福祉課職員が作成した偽造文書である。」や「提出者が福祉課に提出したという事実はない。」ということについて、本審査会はその事実関係を検証したり、本件文書の真贋を実証したりする場ではなく、またその権限も無い。

したがって、本件処分については、条例第13条に違反している点は認められない。

結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成22年11月8日	実施機関から審査会に対して諮問 (平成22年10月19日付け異議申立て)
平成22年11月11日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明
平成22年12月16日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成23年1月20日 (本件に係る審査会第3回目)	異議申立てのあった処分に係る公文書について、インカメラ審査を実施 審議
平成23年1月25日	実施機関に対して「意見説明書」の提出 及び状況説明を要請
平成23年1月31日	実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成23年2月4日 (本件に係る審査会第4回目)	実施機関から提出のあった「意見説明書」の内容について、実施機関による状況説明を実施 審議
平成23年2月7日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付し、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成23年2月9日	異議申立人から口頭意見陳述の意向の連絡を受ける
平成23年2月18日	異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成23年2月22日 (本件に係る審査会第5回目)	異議申立人から提出のあった「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 審議
平成23年2月24日	実施機関に対して異議申立人の「反論書」の写しを送付
平成23年3月10日 (本件に係る審査会第6回目)	答申の検討
平成23年3月24日 (本件に係る審査会第7回目)	答申の決定

平成 2 2 年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
(平成 2 3 年 6 月発行)

米子市総務部総務管財課情報公開係
〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390

Email somu@city.yonago.lg.jp